

## 入札金額の内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（入契法）の改正・施行に伴い、平成 27 年 4 月 1 日から**全ての公共工事の入札において入札金額の内訳書を提出することが義務化されます**。中能登町においても、同改正の趣旨に則り、入札参加者・町発注工事の受注者に対し、適切な対応を求めていくこととなります。

### 入札金額の内訳書提出の目的

- ・見積能力の無い不良・不適格事業者の参入排除
- ・積算もせずにダンピング受注を行おうとする事業者の排除
- ・談合等の不正行為の排除

### 中能登町における内訳書の取扱い

- 1 未提出又は未提出と同等と認められる場合（注1）並びに記載すべき事項が欠けている場合（注2）は、当該入札を原則として無効とする。
- 2 記載事項に誤りがある場合は、当該入札を原則として無効とする。なお、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができる。
- 3 内訳書の確認時において、提出した内訳書に疑義があり、談合の疑いが認められる場合（注3）は、入札を保留し、中能登町公正入札調査委員会設置要綱に基づき、処理するものとする。
- 4 入札者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

（注1）内訳書の全部又は一部が提出されていない場合、内訳書と関係のない書類が提出された場合、他の工事の内訳書が提出された場合、内訳書として提出された書類が白紙である場合、当該工事に対応する内訳書が特定できない場合、その他、発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合。

（注2）総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合、工事名、工事場所、総額又は入札者名（所在地、名称・商号、代表者名）の記載がない場合、公告又は指名通知書に明示した項目を満たしていない場合。

（注3）他の業者の内訳書が添付されている場合、他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合、その他談合が推測される記載等がある場合。

この取扱いは、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告及び指名通知等を行うものから適用する。